

平成19年3月30日

社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分及び勧告について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分及び同第16条に基づく勧告を行いました。

記

インタープラス株式会社

1. 処分内容及びその理由等

(1) 処分内容

過怠金500万円の賦課

(2) 処分の対象となる行為

インタープラス株式会社は、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し勧誘することによって新規顧客を獲得することを決定し、営業員に指示し、当該勧誘を行わせた。また、営業員に対し、勧誘の継続を断った顧客に対しても勧誘を継続するよう指導し、当該勧誘を継続させていた。

(3) 処分理由

同社の行為は、法第76条、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第3条、同第4条、金融先物取引業務取扱規則第3条、同第4条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反し、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

パフォーマンス・ロンナル株式会社

1. 処分内容及びその理由等

(1) 処分内容

譴責

(2) 処分の対象となる行為

パフォーマンス・ロンナル株式会社は、外務員登録原簿に登録を受けていない従業員に外務員の職務を行わせていた。

(3) 処分理由

同社の行為は、法第95条第2項及び外務員の登録等に関する規則第3条に違反し、

定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

IVTインベストメント・バンキング株式会社

1. 処分内容及びその理由等

(1) 処分内容

譴責

(2) 処分の対象となる行為

IVTインベストメント・バンキング株式会社は、外務員登録原簿に登録を受けていない従業員に外務員の職務を行わせていた。

(3) 処分理由

同社の行為は、法第95条第2項及び外務員の登録等に関する規則第3条に違反し、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

リテラ・クリア証券株式会社

1. 処分内容及びその理由等

(1) 処分内容

譴責

(2) 処分の対象となる行為

リテラ・クリア証券株式会社は、金融先物取引業務についての広告を複数の媒体により行うに際し、表示すべき事項を表示しないまま広告を行っていた。

(3) 処分理由

同社の行為は、法第68条第1号から第4号まで及び同条第5号に規定する施行令第13条第2号並びに広告に関する自主規制基準第5条第1項に違反し、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

以 上